

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和2年10月22日

一般社団法人日本FIDバスケットボール連盟 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当連盟の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。 <http://www.jbf-fid.jp/federation/?jump=federation7> 他

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	策定済み。 当連盟は2020年5月に連盟の将来ビジョン「組織運営に関する中長期基本計画（2020～2030）」を策定し、公表している。将来ビジョンの策定にあたっては、役員や各県連盟のメンバーから幅広く意見を募った。当連盟ではビジョン（今後の活動の方向性）に基づく諸施策の実行にあたり、将来ビジョン達成に向けたアクションプランを設定、アクションプランの進捗を毎年確認している。2021年度に2021年以降のビジョンの見直しを行う予定。	組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020-2030）、2020年度第6回理事会議事録
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	当連盟の役員は約半数が特別支援学校の教諭であり、その他の役員についても本業の仕事しながら連盟業務を無報酬で兼業している状態である。財政状況からも専門の職員の雇用は難しい。その為、1人の負担が過大にならないように業務を複数名で分担するなど、特に若い世代からも積極的に参加しやすく、協力を得られるような体制を構築していく。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	当連盟の自己財源には、協賛企業とのパートナーシップ制度、公益財団法人日本スポーツ協会からの助成金、公的団体（JBA等）からの助成金、そして一般企業および個人からの寄付金がある。その中で中心となる協賛企業は2020年3月現在で10社ある。この協賛金は自主財源の確保という観点から財務の健全性確保にも重要な役割を果たしている。今後パートナー企業倍増を目標に掲げ、計画的増大を図って行く。2021パラリンピック東京大会終了以降についても企業数の維持・拡大に積極的に努めていく。連盟の自助努力として、登録料制度の見直し、賛助会員制度の設立、連盟のブランディングの向上に取り組んで行く。こうした計画の策定に際しては、関係の役員及び各県連盟メンバーから幅広く意見を募っている。	組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020-2030）
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現状は全理事19名中、外部理事7名（37%）、女性理事4名（21%）である。なお、監事2名はいずれも外部人材である。 外部理事、女性理事の何れも全体の三分の一以上を基準とし、次期役員（任期2022-2024年度）改選時には女性理事の割合を高めるように努める。特に役員選考委員会に女性理事を推挙することを早期段階から連絡していきたい。	役員名簿、役員選考委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	一般社団法人であり一般財団法人等ではないので評議員会は無い。	
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年度に日本代表選手及びOB、OGを委員に含め、アスリート委員会を設置する。年に一度以上開催しアスリートを代表する意見を形成し理事会に答申又は報告する。当連盟では選手の障がい特性(知的障がい)に鑑み精神科医の配置、選手所属チーム・選手保護者との連携を推進している。	
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2020年5月に定款を変更し、理事の定数は3名以上25名以下となっており、現在は19名の理事で理事会が構成されており、他の法人と同等と考えている。全国を6ブロック(北海道・東北、関東、東海北信越、近畿、中国四国、九州)に分け、ブロックから理事を選任することで情報共有が図られている。	定款、基本規程、役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	役員 の 就 任 時 の 年 齢 に つ い て は 基 本 規 程 第 1 1 条 に よ り、 役 職 に よ り 7 0 歳 未 満 或 い は 7 5 歳 未 満 で あ る こと の 制 限 を 設 け て い る。	基本規程、役員選考委員会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<p>基本規程第10条（役員 の 任 期） に て 役 員 の 再 任 回 数 を 原 則 5 期、 会 長 に お い て は 4 期 迄 と 定 め て い る。</p> <p>【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】 基本規程第10条6 前項の規程にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、通算して10期まで再任されることができる。但し、会長としての通算任期は4期を超えないものとする。</p> <p>(1) Virtusの役職者である場合 (2) 当該役員の実績等に鑑み、特に重要な国際競技会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該役員が新たに又は継続して役員を務めることが不可欠である特別な事情があると評価される場合。</p> <p>Virtus：国際知的障がい者スポーツ連盟</p>	基本規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	役員選考委員会規程を制定し、同委員会により役員候補を社員総会に提案することとした。 2020年度中に役員選考委員会を設置する予定である。	定款、役員選考委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	連盟及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備している。 コンプライアンス規程第4条第2項では「スポーツ基本法、個人情報保護法を始めとする関係法令や日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則その他規則及び本連盟の規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動を取る」と定めている。	コンプライアンス規程
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	本連盟では基本規程をはじめ、組織運営に必要な規程を整備している。	基本規程、入退会規程、会費規程、社員総会運営規則、コンプライアンス規程、理事会規程、理事の職務権限規程、経理規程、事務局規程、経費規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	本連盟では、法人業務に関する規程を整備している。	文書管理規程、情報公開規程、個人情報取扱規程、業務決裁規程、危機管理規程、危機管理マニュアル、通報相談窓口規程
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	現状、基本規程第14条に於いて役員の報酬は無報酬と定めている。	基本規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	財産管理運用規程、基金取扱規程を整備している。	財産管理運用規程、基金取扱規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	基本規程第6章にて肖像権、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程を定めている。 加えて毎年「セールスシート」と称する支援依頼の文章を作成し、広く広報している。	基本規程、セールスシート
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程に於いて選考基準を定めている。また、同規程に於いて肖像権等の権利に触れている。 選手の登録、移籍に関しては基本規程第6章で定めている。	強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程 基本規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	現状は当連盟で審判員を有していない。当連盟が主催する全国大会では開催地の健常者の都道府県協会に依頼し、審判員の派遣を受けている。 中長期基本計画では今後、連盟で審判員を育成し、必要な規程を整備していく。	組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020-2030)
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確認すること	今後検討予定。 当連盟の規模で独自で弁護士を確認することは財政的に困難として、日本障がい者スポーツ協会、JBAに支援を要請している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	2020年10月にコンプライアンス委員会に必要な規程を整備し委員長にコンプライアンス担当常務理事を配することとした。2020年度中にコンプライアンス委員を選定し、委員会を開催する予定。	コンプライアンス規程、 コンプライアンス委員会規程
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	2020年度中にコンプライアンス委員を選定予定。 学識経験者の配置を検討している。 弁護士の配置については支援を要請している。…通し番号19参照。	コンプライアンス規程、 コンプライアンス委員会規程
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	順次必要な研修プログラムを整備し年1回以上の頻度で教育を実施する予定。 研修プログラムには、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、同施行規則、個人情報保護法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、東京都青少年の健全な育成に関する条例、当連盟の基本規程、コンプライアンス規程、ドーピング防止規程、懲罰規程、裁定規程、通報相談窓口規程、危機管理規程、危機管理マニュアル、代表選手及びコーチ選考規程、経費規程の理解を中心とする他、時事問題を適宜加味してその理解を深めるようにする。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	強化指定選手については強化合宿時にコンプライアンス教育を実施している。指導者に於いては2021年から実施する予定。	講義資料、組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020-2030)
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	組織運営に関する中長期基本計画に則り、2025年度までの体制確立を目指し、2021年度より順次着手する。	組織運営に関する中長期基本計画 (Connect to the future 2020-2030)
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられる体制を構築すること	税務、会計等に関しては税理士と業務委託契約を締結しサポートを受けることが出来る体制を構築している。	組織図

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵守 すること	必要な規程を整備し、公益法人の会計基準に基づき、業務を進めている。	経理規程、経費規程、財 産運用管理規程
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求めら れる法令、ガイドライン等を遵 守すること	補助金等の利用に関しては審査基準やガイドラインを遵守し、適正な処理に努めている。	民間スポーツ振興費等補 助金交付要綱、選手強化 NF事業補助金等適正使 用ガイドライン
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	財務情報等について、当連盟HPにより法令に基づく開示を行っている。 (従来は会社会計基準を採用していたが、2020年度より公益法人会計に切り替えている。)	財務等に関する資料、正 味財産増減計算書(過年 度分は損益計算書)、貸 借対照表、財産目録

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手選考に関する情報はHPを利用し情報開示を行っている。	強化指定選手・日本代表選手及び日本代表コーチングスタッフに関する規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は今後、当連盟のHPを利用し開示していく。	連盟ホームページ

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	利益相反管理規程に沿って管理する。	利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規程は利益相反ポリシーを盛り込んだ内容で制定している。	利益相反管理規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報相談窓口規程を整備し、 第6条第2項 窓口の周知徹底 第7条 守秘義務 第9条 利用者の不利益取扱の禁止、相談者の保護を定めている。	通報相談窓口規程、コンプライアンス規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	運用体制に関する具体的な整備は今後適正な人材を選任し配置する予定。 外部通報窓口を担当する弁護士の選任については支援を要請している。 ⇒通し番号19	通報相談窓口規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	関連する諸規程を作成し、当連盟のHPに掲載し周知を行っている。規程には、懲罰制度に於ける禁止事項、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続、処分審査を行うにあたって処分者に対し、弁明の機会を設けること、また処分結果の通知方法についても定めている。	懲罰規程、裁定規程、コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程、復権手続規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	コンプライアンス委員会は必ず1名以上の外部有識者を含んで構成することとし、裁定委員会は当連盟及び当連盟に加盟する団体の役職員を選任できないとしている為、中立性及び専門性を有している。	懲罰規程、裁定規程、コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	処分に関する内規は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSA）によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めている。	裁定規程
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	処分を下す際には、日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度の利用が可能であることを処分対象者に書面で通知することとしている。	裁定規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	危機管理規程及び危機管理マニュアルを作成し、不祥事対応の一連の流れ、危機管理委員会を設置する場合の流れについても定めている。	危機管理規程、危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事はコンプライアンス委員会規程 第3条で定めるコンプライアンスを厳守しない場合とし、不祥事が発生または発覚した場合は、コンプライアンス委員会規程第5条第2項(5)(6)としており、コンプライアンス委員会が対応する。	コンプライアンス規程、コンプライアンス委員会規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していないため、この項目は該当しないが、外部調査委員会を設置する場合は審査項目（委員の構成）を参考としたい。	コンプライアンス委員会規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	基本規程第3節に於いて当連盟と都道府県連盟の関係を定めている。2025年までに各都道府県連盟の設立、2030年度までに各都道府県連盟の法人格取得を目指し、組織運営、業務執行について適切な指導、助言及び支援を実施していく予定。	組織運営に関する中長期基本計画（Connect to the future 2020-2030）、基本規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	基本規程第58条に於いて、都道府県連盟との意思疎通及び情報伝達のため、都道府県連盟の理事長を年1回招集し全国理事長連絡会を実施していく。	基本規程